JPCA NEWS

vol. 27
Match 2021

公益社団法人日本写真家協会(JPS)
公益社団法人日本広告写真家協会(APA)
一般社団法人日本写真文化協会(文協)
日本肖像写真家協会(日肖写)
一般社団法人日本写真作家協会(JPA)
全日本写真連盟(全日写連)
一般社団法人日本スポーツプレス協会(AJPS)
一般社団法人日本自然科学写真協会(SSP)
日本風景写真協会(JNP)
公益社団法人日本写真協会(PSJ)
一般社団法人日本スポーツ写真協会(JSPA)

会員団体

「明けゆく鹿島槍ヶ岳と五竜岳」 photo:菊池哲男 HJPI321110004437

CONTENTS

LATEST NEWS ／ 最新ニュース
「授業目的公衆送信補償金制度」の補償金額を文化庁が認可 p2
「教育利用写真アーカイブ」の構築について p3

SPECIAL REPORT ／ スペシャルレポート
著作権の学校教育(3)：大学“教養課程”での著作権教育 p6

COPYRIGHT ／ 著作権入門
著作権って何? p10

QUESTION / ANSWER ／ 一問一答
「料理」と「レシピ」の権利について p11

GALLERY ／ ギャラリー
井津建郎 p4
村岡秀男 p5
吉田功 p8
加藤雅昭 p9

一般社団法人 日本写真著作権協会

「授業目的公衆送信補償金制度」の補償金額を文化庁が認可

授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）が文化庁長官に認可申請していた授業目的公衆送信補償金の額が2020年12月18日に認可された。今回の認可により、2021年4月から補償金が「有償」となる。

2018年5月の著作権法改正により、第35条の規定が変わり、学校その他の教育機関（営利目的の設置は除く）が授業目的で著作物の複製や公衆送信を行うことが可能になったが、その場合、教育機関を設置する者は著作権者に補償金を支払わねばならないと定められた。これが授業目的公衆送信補償金制度である。

本制度では、文化庁長官が指定する唯一の管理団体に教育機関の設置者が補償金を支払うことにより、学校等の授業等で教師が他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて児童生徒・学生の端末に送信する行為等が「著作権者の利益を不当に害すること」がない範囲で、無許諾で行える。

本制度は、改正著作権法の公布の日（2018年5月25日）から3年以内に政令で定める日から施行されることになっていた。そこで、日本写真著作権協会（JPCA）等の権利者団体は、2019年1月に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」（SARTRAS）を設立し、2019年2月にSARTRASは文化庁の指定管理団体に指定された。

当初、SARTRASは2021年度からの制度開始を目指していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止という緊急事態に伴うオンライン授業のニーズの急増を受け、緊急的かつ特例的な措置として補償金を「無償」として2020年4月に本制度が開始された。

その後、SARTRASでは2021年度からの本制度の本格実施に向け、教育実施機関の設置団体等の意見聴取等を行った上で補償金額を決め、文化庁長官に認可申請し、2020年12月18日に認可されたのである。これにより2021年4月からは補償金額が「無償」から「有償」となる。認可された補償金額（一部）*学校種別の年間包括料金（授業目的公衆送信を受ける幼児／児童／生徒／学生1人当たりの額）は、大学720円／高校420円／中学校180 ／小学校120円／幼稚園60円。

SARTRASでは2021年4月からの教育現場での著作物利用のガイドラインとして、教育関係者、有識者、権利者で構成する「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」がとりまとめた「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」（https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf）を出している。

＊学校種別の詳細な補償金額は「授業目的公衆送信補償金規程」（https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92728101_04.pdf）を参照

3.11の記憶「奇跡的に残った子供達の壁画」/石巻市立大川小学校
photo:長谷川健郎　HJPI320110002159

「教育利用写真アーカイブ」の構築について

日本写真著作権協会(JPCA)では、JPCA Newsのvol.24で既報の通り、学校教育の新しい学習指導要領の開始に合わせて、教育利用写真アーカイブ(以下、本アーカイブ)を鋭意構築中である。本アーカイブは「授業目的公衆送信補償金制度」のもとで、学習効果を高めるための写真を学校教育の現場に無償で提供することにより利用しやすくすることを目的としている。

本アーカイブに収録されている写真は、日本写真保存センターが保有している写真、JPCAのE-Photoで現在利用されている写真、著作権者IDを保有する写真家から新たに募集した写真から成り、40,000点程度のアーカイブを目指している。

本アーカイブに現在登録されている写真は、学校教育現場での利用を考慮して、国内外の風景、歴史的事件、植物、動物、昆虫、農業・漁業、工業などの産業、スポーツ、社会、著名人など、多岐に渡る。本アーカイブをより充実したものにするため、現在も様々なカテゴリーの新しい写真が日々追加されている。

JPCAでは引き続き著作権者IDを保有する写真家を対象として教育利用写真アーカイブに掲載する写真を募集している。

詳細は下記URL参照。

JPCA教育利用写真アーカイブの応募先
https://boshu.jpca.gr.jp

※写真はイメージです

GALLERY

Amiritsar, India
井津建郎 / Kenrou Izu
HJPI321110004900

写真集「下町や東京昭和遠ざかる」より
東京都中央区月島1-23-3　1979年(昭和54年)
村岡秀男 / Hideo Muraoka
HJPI320610000037

著作権の学校教育（3）：大学“教養課程”での著作権教育

大学生は著作物を使って学ぶ利用者としての立場と、卒業論文の執筆などの創作者としての立場がある。法学部はともかくとして、その他の学部の大学生はどのような著作権教育を受けているのだろうか。山口大学と帝京大学で著作権などの知的財産の教育に携わっている木村友久教授に伺った。

木村友久氏

必修科目での著作権教育

山口大学では全学部で知的財産に関する科目が必修になっていて、その中で著作権についても教えます。しかし山口大学は特殊な例ともいえますので、ここでは帝京大学での教養教育科目を中心にお話しします。

帝京大学（八王子キャンパス）の場合、1学年3500人ほどいます。1年生ではライフデザイン演習という必修科目があって、その中で著作権の扱い、授業の中でのレポートの扱い、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）などへ写真などをアップロードする際の留意点を簡単に教えています。ただし全部の授業が同じ内容ではなく、2割ぐらいがこの内容で行っていて、残りの8割、3500人のうち2800人くらいは著作権の授業が1コマか2コマ入っているのみということになります。

選択科目での著作権教育

著作権のことを教える授業で私自身が担当している教養教育科目が3科目あります。そのうちの二つが法学IとIIです。法学Iは1年生前期です。これは山口大学で作成した「これからの知財入門」（日経BP）を教科書にして教えています。この本を使って帝京大学では15コマ2単位で教えています。この本は全部で8章あって、第1章が知的財産の概論です。2章から4章が著作権です。ここでは著作権法のみを教えるのではなく、創作者の立場、あるいは逆に利用者の立場に立ちながら著作権を考えさせるということを行っています。

例えば「初音ミク」という歌声を合成するソフトウェアがありますが、最終的に音として出ていくまでを著作権法で整理できることを演習として行っています。まず学生には音楽になるまでに声優の人から始まってどんな人が関わっているのか、すなわち関係者を全てリストアップさせます。その中で著作権法が関与できるところと関与できないところは何かを考えさせ、関与できないところは契約とかでやらなければいけないことを教えます。つまり実現象を通して著作権を考えさせる授業を行っています。

実現象が分かったところで著作権の適用なのか契約なのか、場合によっては新たな法律を作る必要があるのか、まで教えています。もちろん法律の作り方まで教える科目も別にあります。要は、著作物を使う側でもあり得るし、著作物の創作者側でもあり得るという、両方の立場に学生はなり得るので実践的にバランスが取れた判断ができるような授業をしています。

学生が解決法を見出せるようにする

法学Iを受けた人がもう少し高いレベル、契約書を作るところまでやるのが法学IIです。WEB上にはいろいろな写真コンテストやデザインコンペの募集がありますが、法学IIの2コマの授業を使って、その応募規約を学生に探して来させて、その応募規約がバランスの取れたものかをその場で考えさせる演習を行っています。

実際、ある大手新聞社がやっているデザインコンペでは、その応募規約通りにすると、権利を全て取られてしまう、あるいはその後の創作に足かせがあるような書き方なのです。そのうえ、そんなにお金がもらえるわけではな

いのです。だから学生たちと、私が建築学科の教授なら、優秀な学生はここには出すなと言うだろうな、というような議論までします。

それをやりながら、その授業の最後のところで、例えば、写真コンテストへ応募をする場合にどんな応募規約だとバランスが取れるのかを演習で書かせています。法律を覚えて適用するというのだけではだめなので、必ず実現象を見て、初歩的であっても、それに対して学生が何らかの解決法を見出せるように授業を行っています。

知的財産情報データベースを活用する

私が担当しているもう一つの教養教育科目が社会情報論Ⅰです。ここでは知的財産情報の検索を行います。もちろん特許情報が中心ですが、JASRACとかNexToneなどの音楽著作権のデータベースを検索して報告書を書かせるということもしています。

また、図形商標というのがありますが、商標の検索を行って具体的にどうなっているかを学生に考えさせたりします。例えば、ライオン株式会社の「キレイキレイ」という名称の一群の商品があります。文字商標は取っているのですが、図形商標は取っていないのです。不思議なことに意匠権は一件取っているのです。ライオンが図形商標をなぜ取っていないのかをテーマにして、あれぐらいキャラクターの図の著作物として有名になれば、他の人は使えないので商標としてコストをかける意味がないのでは、あるいはデザイナーの考えなど、いろいろと学生と議論をします。

学生が興味を持つ授業を目指す

帝京大学の場合、教養科目は1年生から4年生までの間どこでも取れます。私の授業を面白がる学生は徹底的に面白がって、他の学生に宣伝していいかという人もいます。法学部の知的財産法Ⅱでは著作権法の授業があります。そこでは判決文も読ませます。契約書の作成も行います。文化庁のホームページに契約書の作り方があるので、学生に実際に検索させて見てもらい、具体的な事例でカスタマイズさせるという授業も行っています。

今年1月に「金魚電話ボックス事件」*の二審の判決が出ました。それが授業に間に合ったので取り上げました。一審の判決が二審でひっくり返ったので、原告側と被告側の代理人がWEB上に関連資料を全部アップロードしていて判決文などが見られるようになりました。二審の判決文だけでなく、和解勧告の和解条項案までアップロードされました。判決文は、帝京大学の学習管理システム（LMS）を通して学生がダウンロードできるようにしました。それ以外の資料も授業当日だけLMSで学生がダウンロードできるようにしました。

原告側は、一審では複製権と著作者人格権だけの主張なのです。翻案権は主張していないのです。もう一つ、1月に判決が出ましたが、その前の12月に和解条項案が提示されたのですが、お互いに蹴ったのです。金魚電話ボックス事件で著作物性があると裁判官が言ったのは、電話ボックス内で受話器が浮き上がっていて受話器から泡が出るところです。電話ボックス上部の色などは、ありふれた表現で関係ないのだと言っています。裁判官がどう考えたのかがある意味基準になるので、そこを学生に考えてもらいました。著作物性があるとしていいのか境界線上の事例で、裁判官も悩んだと思うのです。一審で翻案権まで主張しなかったことを、担当弁護士が初めてだったからとみるのか、あえて言わず後で主張しようと考えているのか、戦略的にどうなのか、などいろいろと議論しました。訴訟戦略までやると、ゲームみたいになるので学生が喜び、興味を持ってくれます。そんな授業を心がけています。

*金魚の産地として知られる奈良県大和郡山市の商店街が制作した「金魚電話ボックス」が、先に同じような作品を制作した現代美術作家から作品の著作権を侵害したとして商店街側に損害賠償などを求められた訴訟。一審の奈良地方裁判所判決では訴えが退けられたが、二審の大阪高等裁判所では著作権侵害が認定された。

インタビュー：田井宏和／棚井文雄

まとめ：田井宏和

photo：加藤雅昭　HJPI320110001771

木村友久（きむら・ともひさ）

1978年早稲田大学法学部を卒業、宮崎相互銀行、宮崎県職員、県立延岡高校教諭、都城工業高専門教授を経て、2002年に山口大学教授。同大学では技術経営研究科、知的財産センター、国際総合科学部教授を歴任。2020年度より現職。2008年特許庁長官賞。著書に「知財教育の実践と理論」（共著、白桃書房、2013）などがある。

GALLERY

写真集「廃校の行方」より
吉田功 / Isao Yoshida
HJPI320610000526

「破綻した国家プロジェクト」/ 苫小牧東部工業基地 1998.8.22

加藤雅昭 / Masaaki Kato

HJPI320110001771

著作権って何?

写真を撮ると、撮影した人に、その写真の著作権が与えられることを知っていますか?
でも、そもそも著作権って何でしょうか?

そもそも著作権とはどのような権利なのでしょうか?

著作権と聞くと何やら小難しく、写真家や漫画家、音楽家、文筆家などのプロのクリエーター(創作者)を対象にした権利・法律のように考えている人が大半ではないでしょうか。しかし、写真や漫画、音楽、文章などは、それを作成した人がプロである必要はなく、どんな人が作成しても条件を満たせば著作物となり、著作権が与えられます。

著作権法では著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義しています。

この「思想や感情を表現した」もの、すなわち漫画、音楽、文章、そして写真などのことを「著作物」、それを創作した人(写真の場合は撮影者)のことを「著作者」といいます。また、与えられる権利を「著作権」といい、その権利は「著作権法」という法律によって保護されます。

ただ、注意しなければいけないのは(特に写真で)、著作権を持つことができるのは法律上の人間だけだという点です。「法律上の人間」には、人間が作る「法人」も含まれますが、動物や機械は含まれません。「サルの自撮り写真」で話題になったクロザルや、「絵を描くゾウさん」として知られる動物園の象は、どんなに優れた作品を創作したとしても著作権を持つことができないのです。

写真の著作権で大事なのは「著作(財産)権」と「著作者人格権」の二つです。「著作(財産)権」とは、自分が創作した著作物(写真)を他の人が利用するのを認めたり(有償・無償)、禁止したりできる権利です。「著作者人格権」は、著作者(撮影者)の氏名表示の有無や著作物(写真)をむやみに改変させないことなどを求められる権利です。

著作権法の保護対象となるかどうかは、前述のように思想や感情を創作的に表現した「著作物」であることが条件となります。例えば、幼児が両親の顔を描いた絵は技術的には未熟であっても、小さいながらも「思想や感情を表現」したものと判断されるので、法律によって著作権が保護されます。逆に、技術的に優れていたとしても「思想や感情を表現」していないものは著作物としては認められず、著作物性がないと判断されることもあります。

写真の場合、通常は撮影した写真の著作権が撮影者に与えられますが、例外もあります。下に示した写真は、坂本龍馬が記した「新政府綱領八策」という歴史的に貴重な書面(国立国会図書館所蔵)を真正面から正確に撮影した写真です。光を均一に当てるなど技術的な苦労を要するものの、「複写」しただけで創作性はなく「著作物性」はないと判断され、著作権は生じません。

記:加藤雅昭

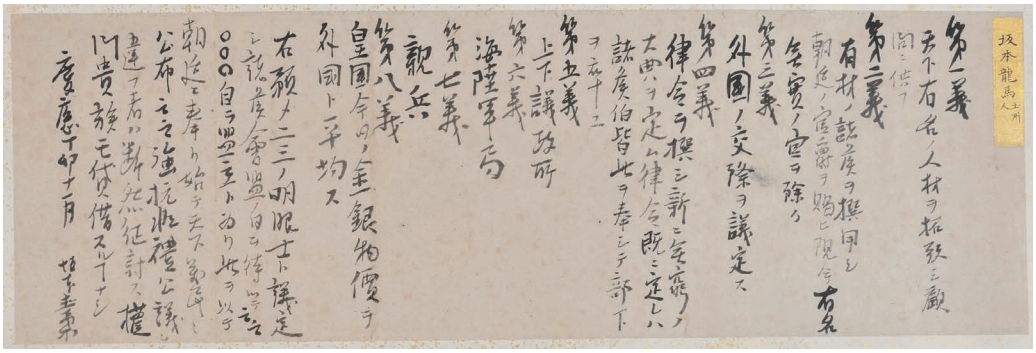

QUESTION

「料理」と「レシピ」の権利について

レストランで撮影した料理の写真と一緒に、その料理の味に近いレシピをSNSに投稿したいと考えています。以前、別のレストランで注文したお料理が出てきた時に撮影をしようと思いスマートフォンを向けたら、「料理の撮影は禁止です」と言われました。料理に著作権があるのでしょうか？また、レシピはどうでしょうか？

JPCAからの回答

ANSWER

SNSには、日々たくさんの料理やデザートなどの写真がアップされています。美味しそうな写真を見て、実際に食べに行きたくなりますが、新型コロナウイルスの変異株が確認されるなど感染拡大が続く中、飲食を伴う行為の制限を中心とした対策を講じられたこともあり、皆さんも我慢していらっしゃることと思います。

はじめに料理の著作権についてですが、「撮影禁止」と言われてしまうと、著作権があるからではないかと想像される方も多いようですが、基本的に料理に著作権はありません。料理の撮影をすることや、その写真をSNSなどにアップすることで著作権法に違反することはないと言ってよいでしょう。ただし、撮影の際にフラッシュを光らせてしまったり、店内に響きわたるようなシャッター音を鳴らすことのないように、他のお客さまへの配慮が必要です。また、料理と一緒に店内の雰囲気を入れようとしてうっかり他のお客さまが写り込んでしまわないように注意することも大切です。

一方で、レストラン側は料理に限らず、店内などでのお客さまによる撮影を禁止することが出来ます。いわゆる「施設管理権」の一環として行使することが可能です。お客さまがSNSに料理や店内の写真を投稿してくれることで、お店にとっては宣伝効果が上がるとも考えられますが、お店の雰囲気を保つためや、料理の盛りつけや仕掛けなどがSNSで漏洩しないように行っているのかも知れません。状況により、撮影やSNSへの投稿の可否についてお店に確認されると良いでしょう。

料理のレシピについてですが、著作権法で保護されるのは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」であり、一般的にはレシピはアイディアであるとされ著作物の定義に当てはまりません。ただし、レシピを写真、映像（動画）、イラストなどで表現したものは著作物であり、コピーして利用することは著作権の侵害になりますので、注意が必要です。

記：棚井文雄

日本写真家協会創立 70 周年記念「日本の現代写真 1985-2015」写真展

2021 年 3 月 20 日 (土・祝) ～ 4 月 25 日（日）東京都写真美術館 B1F

「フィルム」から「デジタル」へ激変の時代、表現の可能性に挑戦し続けた写真家 152 人のイメージの軌跡

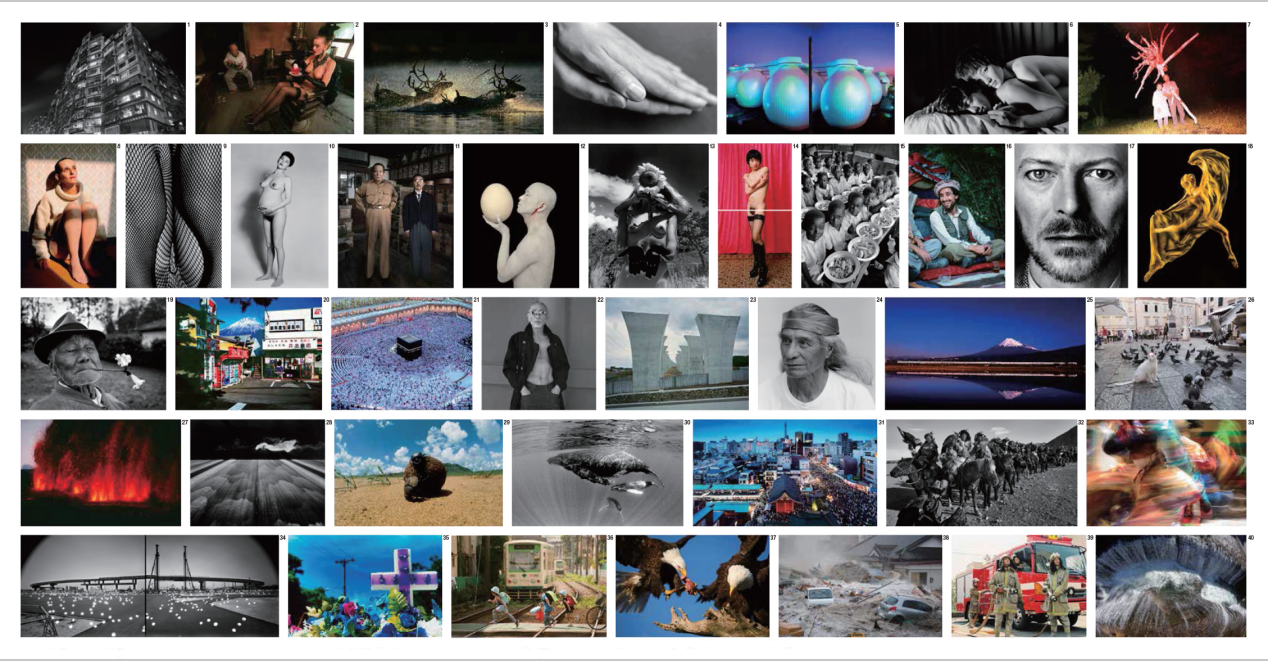

デジタルの時代だからこそ
改変してほしくない
写真もあります。

著作権は、たくさんの権利が集まった法律です。
勝手に作り変えられない権利。
そんな権利が著作権にあるのをご存知ですか？

これを「**同一性保持権**」と言います。
勝手に**トリミング**されたり、
勝手に**合成**されたりしないように、
この権利は守ってくれます。

著作者の**創作意欲を守る**ための権利、
著作者人格権のひとつです。

写真著作権を大切に

一般社団法人
日本写真著作権協会

この広告は、公益社団法人日本複製権センターからの分配金による公益事業の一環として制作されています。

JPCA NEWS

発　行　一般社団法人日本写真著作権協会
発行人　田沼 武能
URL：https://jpca.gr.jp
〒102-0082　東京都千代田区一番町25 JCIIビル403
TEL：03-3221-6655　FAX：03-6380-8233

表紙の写真　「明けゆく鹿島槍ヶ岳と五竜岳」

コメント：3月初め、まだ雪深い五竜岳遠見尾根の小遠見山に登り、雪洞を掘って泊まった。鹿島槍ヶ岳と五竜岳をバックに降るような星空を撮影し、そのまま朝焼けを待っていると隣のテントに明かり灯った。